

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所
平成25年度業務実績評価シート

委員

平成25年度評価項目(目次)

評価区分	平成25年度計画記載事項	頁
評価シート1 (労働現場のニーズの把握と業務へ反映)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	1
	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	
評価シート2 (労働現場及び行政ニーズに沿った調査及び研究実施)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	3
	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施	
評価シート3 (研究評価の実施)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	7
	3 研究評価の実施	
評価シート4 (労働安全衛生に関する法令等の制定・改定への科学技術的貢献)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	9
	4 成果の積極的な普及・活用	
	(1)労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献	
評価シート5 (原著論文、学会発表等の促進)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	11
	4 成果の積極的な普及・活用	
	(2)原著論文、学会発表等の促進	
評価シート6 (研究成果情報の発信)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	12
	4 成果の積極的な普及・活用	
	(3)インターネット等による研究成果情報の発信	
評価シート7 (講演会等の開催)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	15
	4 成果の積極的な普及・活用	
	(4)講演会等の開催	
評価シート8 (知的財産の活用促進)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	17
	4 成果の積極的な普及・活用	
	(5)知的財産の活用促進	
評価シート9 (労働災害原因調査等の実施)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	18
	5 労働災害の原因の調査等の実施	
評価シート10 (労働安全衛生分野研究振興)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	20
	7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	
	(1)労働安全衛生分野の研究の振興	

評価区分	平成25年度計画記載事項	頁
評価シート11 (若手研究者等育成貢献)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	23
	7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	
	(2)労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献	
評価シート12 (研究協力の促進)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	24
	7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	
	(3)研究協力の促進	
評価シート13 (機動的効率的業務運営)	第2 業務運営の効率化に関する措置	26
	1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立	
評価シート15 (交付金以外の収入の拡大)	第3 財務内容の改善に関する事項	30
	1 運営費交付金以外の収入の確保	
評価シート19 (公正適切な業務運営に向けた取組)	第6 その他業務運営に関する事項	32
	3 公正で的確な業務の運営	
評価シート14 (効率化に伴う経費削減)	第2 業務運営の効率化に関する措置	34
	1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立	
	(3)業務運営の効率化に伴う経費節減	
評価シート16 (予算、収支、資金計画)	第3 財務内容の改善に関する事項	39
	2 予算、収支計画及び資金計画	
評価シート17 (人事に関する計画)	第6 その他業務運営に関する事項	42
	1 人事に関する計画	
評価シート18 (施設・設備計画)	第6 その他業務運営に関する事項	44
	2 施設・設備に関する計画	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(1)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
第1（省略）			
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置
1 労働現場のニーズ、実態の把握	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映
労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。	ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。	ア 研究所が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。	ア 労働現場のニーズの把握
	イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病例等を積極的に入手し、その活用に務める。	イ 厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。	・研究所主催による「安全衛生技術講演会」や企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問などあらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。
	ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	ウ 国内外の学会、会議等へ積極的に参加するとともに、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等の実務者、客員研究員等との交流会等を開催し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。	・平成25年度においては、平成24年度に引き続き、東日本大震災に伴う労働災害発生等を端緒として「東日本大震災における復旧作業時の石綿飛散状況把握及びばく露防止対策」を実施したほか、職業性疾病の発生を端緒とする調査研究として「塩素系有機溶剤の複合ばく露による生体影響に関する研究」を引き続き実施した。
		関係機関から提供された労働災害事例や業務上疾病事例の調査研究への活用を促進する。	また、労働現場における調査を伴う研究として、引き続き、「建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究」等を実施した。
			・研究課題の内部、外部評価に当たって、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかについても重点的に審査した。
			イ 行政との連絡会議等
			・厚生労働省安全衛生部の実務者と研究所研究員との間で5月に集中的に意見・情報交換を行い、安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止計画における研究所の役割等について詳細に意見交換を行った。また、12月に厚生労働省の実務者と研究所研究員との間で会議を開催し、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて検討を行った。
			・関東労災病院と腰痛研究についての共同研究を引き続き実施し、労働現場の研究ニーズの把握に努めた。
			・また、保健医療職の交代勤務に伴う健康障害の予防に関する研究を関東労災病院と共同で実施した。
			・行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、8課題の調査研究を実施した。
			ウ 国内外の学会、会議等への積極的参加
			・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。
			・平成26年1月に客員研究員・フェロー研究員交流会を開催し、研究所の現状を報告するとともに、大学・研究機関・企業等における労働安全衛生上の研究動向等についての講演、情報交換を行った。
			・産業医科大学との研究交流会を平成25年11月に産業医科大学で開催し、施設見学会、研究発表会、討論、意見交換を行った。
			・日本機械工業連合会、日本電機制御機器工業会、日本建設業連合会、仮設工業会、日本トンネル技術協会、日本推進技術協会、住宅生産団体連合会、全国低層住宅労務安全協議会、日本水道施設協会、日本スーパーマーケット協会、日本パレット協会、日本溶接協会、日本保安用品協会、中央労働災害防止協会、日本作業環境測定協会、労働者健康福祉機構をはじめとする業界団体等との間で、労働安全衛生に関する調査研究について、意見・情報交換を行った。

労働安全衛生総合研究所 評価シート(2)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記1により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。 研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。 また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。	2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施 上記1により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成22年10月)等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。 なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。 また、下記3に示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。 また、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施する。	2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施 ・業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させて次のとおり調査研究を実施した。
(1) プロジェクト研究 次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。	(1) プロジェクト研究 中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト研究を見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。 なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。	(1) プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの12課題(別紙1)を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。この際、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。	(1) プロジェクト研究 ・独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画(以下「中期計画」という。)及び平成25年度計画に基づいて、以下のプロジェクト研究12課題を実施した。
			ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 (ア) 労働者の心理社会的ストレスと抑うつ症状との関連及び対策に関する研究 [2年目] (イ) 従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究 [3年目] (ウ) ナノマテリアル等の高機能化工業材料を使用する作業環境気中粒子状物質の捕集・分析方法の研究 [1年目]
(中略)	(中略)	(中略)	イ 産業現場における危険・有害性に関する研究 (ア) 金属酸化物粒子の健康影響に関する研究 [2年目] (イ) 建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究 [2年目] (ウ) 墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究 [2年目] (エ) 貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究 [3年目] (オ) 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究 [3年目]

			ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究
			(ア) 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究「3年目」 (イ) 介護職場における総合的な労働安全衛生研究「1年目」 (ウ) 発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応可能な分析法の開発に関する研究「3年目」 (エ) 労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及「1年目」
(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。	(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。	(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究及び東日本大震災の復旧・復興作業における労働災害の防止等に関する研究として33課題(別紙2)を実施する。	(2) 基盤的研究 ・東日本大震災対応課題をはじめ、年度途中から開始した課題を含め、37課題の基盤的研究を実施した。このうち13課題については、大学、民間企業等外部機関との共同研究として実施した。 ・基盤的研究についても、プロジェクト研究等と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 ・「産業現場における危険・有害性に関する研究」の分野においては、平成26年度から開始するプロジェクト研究「電気エネルギーによる工場爆発・火災の防止に関する研究」の萌芽的研究として、「双極性防爆構造除電器の開発」を実施し、開発した除電器に関する技術を同プロジェクト研究のサブテーマである「粉体の静電気帯電の測定技術及び防止技術の開発」に組み込んだ。 ＜添付資料1 プロジェクト研究、基盤的研究課題リスト＞
(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	(3) 行政要請研究 厚生労働省からの要請に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、第12次労働災害防止計画を踏まえて、行政施策の科学的根拠となる報告書等を適宜提出する。	(3) 行政要請研究 ・行政からの要請を受けて、「産業用ロボットの安全対策に関する調査研究」をはじめ8課題についての調査研究を実施し、報告書を提出した。 ・「産業用ロボットの安全対策に関する調査研究」における研究成果を踏まえ、平成25年12月24日に産業用ロボットに係る労働安全衛生規則に係る通達が一部改正されるとともに、産業用ロボットと人との協働作業が可能となる安全基準の明確化に関するパンフレットが厚生労働省により作成・公表された。また、「建築物の解体工事における安全対策に関する基礎的研究」における検討結果を踏まえ、平成26年2月3日にワイヤーソーイング工法安全作業指針が策定された。
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
6 化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間中において、労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。 また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。	6 化学物質等の有害性調査の実施 労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。 また、これまでの研究のノウハウと化学物質等の有害性調査から得られる知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。	6 化学物質等の有害性調査の実施 化学物質の有害性調査の実施体制のあり方については、厚生労働省における検討結果を踏まえ対応する。	6 化学物質等の有害性調査の実施 ・厚生労働省及び日本バイオアッセイ研究センターとの間での化学物質の有害性調査の実施体制のあり方等についての検討は、国における独立行政法人の制度・組織改革見直しの検討に伴い中断している。

評価の視点等	【評価項目2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施】	自己評価	A		評 定		
[数値目標]		(理由及び特記事項) プロジェクト研究等の12課題を計画に沿って実施し、「従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究」、「発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応可能な分析法の開発に関する研究」等の多くの研究成果を上げた。			(委員会としての評定理由)		
[評価の視点] ・行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。 <							

		H20	H21	H22	H23	H24	H25
	(A)プロジェクト研究等研究費(千円)	210,164	236,005	147,183	170,842	165,330	166,562
	(B)論文・学会発表等件数	179	329	245	331	271	256
	(A)／(B) (千円)	1,174	717	600	516	610	651
・基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。	実績：○ ・「産業現場における危険・有害性に関する研究」の分野 平成26年度から開始するプロジェクト研究「電気エネルギーによる工場爆発・火災の防止に関する研究」の萌芽的研究として、「双極性防爆構造除電器の開発」を実施し、開発した除電器に関する技術を同プロジェクト研究のサブテーマである「粉体の静電気帯電の測定技術及び防止技術の開発」に組み込んだ。 (業務の実績(2)参照)						
・行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出しているか	実績：○ ・平成25年度に実施した8件の行政要請研究について報告書を提出した。 特に、「産業用ロボットの安全対策に関する調査研究」における研究成果を踏まえ、平成25年12月24日に産業用ロボットに係る労働安全衛生規則に係る通達が一部改正されるとともに、産業用ロボットと人との協働作業が可能となる安全基準の明確化に関するパンフレットが厚生労働省により作成・公表された。 (業務の実績(3)参照)						

労働安全衛生総合研究所 評価シート(3)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
3 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等についても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。 なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。	3 研究評価の実施及び評価結果の公表 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)等に基づき、次に示す研究評価を実施する。 なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。 また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。 (1) 内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2) 外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。	3 研究評価の実施 平成24年12月に改正された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)に基づき、研究評価の実施方法を見直し、下記により厳正に実施する。 なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。 (1) 内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題を対象として評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定等の研究管理に反映させる。 研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。 なお、平成22年度以前に終了したプロジェクト研究の中から数課題を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムを評価する追跡評価を試行的に実施する。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部研究評価委員会を開催し、プロジェクト研究等を対象に評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定等の研究管理に反映させる。	3 研究評価の実施 ・平成24年12月に改正された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)に基づき、内部評価規程及び外部評価規程を平成25年8月に改正した。 ・研究評価は、他の研究機関等の行う研究との重複の排除及び大学等との共同研究における研究所の貢献度を研究計画作成時に明確にさせた上で実施した。 (1) 内部研究評価の実施 ・平成25年度計画に基づき、すべての研究課題を対象として年2回の内部評価を行った。 ・研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した。 ・評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員(4名)、研究業績優秀研究員(2名)及び若手総合業績優秀研究員(2名)を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。 ・研究課題について、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価では、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等5項目について、中間評価では研究の進捗及び今後の計画、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目について、終了評価では目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目について、それぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。また、前年に引き続き追跡評価を試行的に実施した。 (2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 ・平成25年12月に開催した外部評価委員会においては、平成26年度に開始予定のプロジェクト研究(2課題)の事前評価、平成25年度が3年目となるプロジェクト研究(1課題)の中間評価、平成24年度に終了したプロジェクト研究(4課題)の事後評価及び平成25年度に終了するプロジェクト研究(3課題)の終了評価をそれぞれ行った。公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価では目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等5項目、中間評価では研究の進捗及び今後の計画、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目、終了評価及び事後評価では目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目についてそれぞれ5段階の評価を行った。 ・評価委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経験者がそれぞれ5名、経済界、労働界等の有識者が3名である。

		イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。	イ 外部評価の結果の公表 外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日から3か月以内に研究所のホームページに公表する。	イ 外部評価の結果の公表 ・平成25年度の外部評価の結果及び業務への反映については、報告書として取りまとめ、その全文を平成26年3月14日に研究所ホームページに公表した。			
評価の視点等	【評価項目3 研究評価の実施】	自己評価	A		評 定		
[数値目標] ・外部評価の結果及びその研究への反映に関する公表については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。		(理由及び特記事項) ・プロジェクト研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後・終了の外部評価を12月12日に実施し、その結果を報告書として取りまとめ、3ヶ月以内の平成26年3月14日に研究所ホームページに公表した。			(委員会としての評定理由)		
[評価の視点] ・プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による評価を実施しているか。 ・共同研究について、研究所の貢献度を明確にした上で、評価しているか。 ・研究業務を適切に推進するために、すべての研究課題について、内部評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ・プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 ・外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表したか。		実績：○ ・内部評価規程に基づき、次の2つの研究について、追跡評価を試行的に実施した。 ＊プロジェクト研究(18.4～23.3)「中小建設業者を対象としたリスクマネジメント推進のためのアクションプログラムの開発・普及」 ＊プロジェクト研究(19.4～22.3)「第三次産業の小規模事業所における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究」 (業務の実績(1)参照) 実績：○ ・内部評価において、研究計画作成時に、研究の重複の排除に留意した上で共同研究における研究所の貢献度を明確に、さらに貢献度実績を踏まえ研究評価を実施した。 (業務の実績(1)参照) 実績：○ ・すべての研究課題を対象に内部評価を実施、研究課題の採否、研究計画の修正、研究予算の配分等に反映させた。 (業務の実績(1)参照) 実績：○ ・プロジェクト研究について、第三者(外部専門家)による事前、中間及び事後・終了の外部評価を実施し、その結果を踏まえて研究計画等の見直しを行った。 (業務の実績(2)ア参照) 実績：○ ・外部評価委員会を12月13日に開催し、委員からの意見の取り纏めが終了した12月末日から3か月以内の3月14日に評価結果報告書を研究所ホームページで公表した。 (業務の実績(2)イ参照)			(各委員の評定理由)		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(4)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成25年度計画		平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績															
4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。 (1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。 中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。		4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。 (1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。		4 成果の積極的な普及・活用 (1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。		4 成果の積極的な普及・活用 (1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 ア 基準制定・改定等のための検討会議等 ・「機械類の安全性」、「静電気安全」、「温熱環境」等の分野をはじめとして19名の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制定・改定等を行う57件の検討会等へ委員長等として参画し、知見、研究所の研究成果等を提供するとともに、国際会議に研究員が日本の技術代表等として出席した。 ・出席した国際機関委員会等に研究成果を提供する等貢献するとともに、11課題の研究成果が労働安全衛生法関係省令、指針、通達等18件に反映された。 ＜添付資料2 役職員の委員派遣等一覧＞															
評価の視点等		【評価項目4 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献】		自己評価		S		評 定													
[数値目標] ・行政機関、公的機関、国際機関等からの要請に基づく、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等への貢献を10件程度とすること目標とする。		(理由及び特記事項) ・調査研究成果が、労働安全衛生法関係省令、指針、通達等18件(うち6件は、25年度中の調査研究課題の成果であって、改正省令等施行期日が平成25年度)に反映され、目標を達成した。3年目において累計39件となり中期目標期間中の数値目標50件以上のほぼ8割となった。				(委員会としての評定理由)															
[評価の視点] ・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。		実績：○ ・19人の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定を行う57件の検討会等へ委員長等として参画し、知見、研究成果等を提供した。 <table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>国内外の基準制定・改定に携わった役職員数</td><td>23</td><td>21</td><td>19</td></tr><tr><td>役職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数</td><td>64</td><td>47</td><td>57</td></tr></table> (業務の実績(1)ア参照)					H23	H24	H25	国内外の基準制定・改定に携わった役職員数	23	21	19	役職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	64	47	57	(各委員の評定理由)			
	H23	H24	H25																		
国内外の基準制定・改定に携わった役職員数	23	21	19																		
役職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討等の数	64	47	57																		
・国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。		実績：○ ・国際規格、国内規格等の制改定等への貢献 ①ISO 28881: 工作機械 - 安全性 - 放電加工機 ②ISO 13482: ロボット及びロボティックデバイス - 生活支援ロボットの安全要求事項 ③TS 60079-32-1: 爆発性雰囲気 第32-1部 静電気障害 - 手引 ④TR 61340-2-1: 静電気 第2-1部 測定方法 - 材料及び製品の静電気電荷拡散性能の測定方法																			

・労働安全衛生関係法令等の制改定等に貢献しているか。	*IS(国際規格)になるまで WD(作業原案) CD(委員会原案) CDV(国際規格原案)..DTSはTSに関してこの段階 FDIS(最終国際規格案) 国際規格(IEC,ISO,IEC-等) *TS(技術仕様)になるまで、 WD(作業原案) CD(委員会原案) DTS(TS原案) TR(技術報告書) TS(技術仕様書) 実績:○ ・調査研究成果が、労働安全衛生法関係省令、指針、通達等18件(うち6件は、25年度中の調査研究成果であって、改正省令等施行は平成25年度)に反映された。 (業務の実績(1)ア参照)	
----------------------------	--	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(5)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成25年度計画		平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績																				
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とすること。		(2) 学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。		(2) 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。研究員一人あたりの目標は、講演、口頭発表等については4回、論文発表等については2報とする。		(2) 原著論文、学会発表等の促進 ・平成25年度の講演・口頭発表等は367回となり、平成25年度計画に掲げた数値目標である研究員一人あたり4回に対して4.2回、論文発表等は355報となり、同目標の2報に対し4.1報となり、それぞれ目標を達成した。 ・地盤工学会、日本産業衛生学会等の論文賞等6件(延べ10名)を受賞した。 ＜添付資料3 役職員の研究業績一覧＞																				
評価の視点等		【評価項目5 原著論文、学会発表等の促進】		自己評価		A			評 定																	
[数値目標] ・研究員一人あたり、講演・口頭発表4回程度を目標とする。 ・研究員一人あたり、論文発表等2報程度を目標とする。				(理由及び特記事項) ・研究員一人あたり、講演・口頭発表4回程度に対し、4.2 回、 ・研究員一人あたり、論文発表等2報程度に対し、4.1 報、それぞれ目標を達成した。				(委員会としての評定理由)																		
[評価の視点] ・学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。				実績:○ ・25年度においては、研究員一人あたりの講演・口頭発表等回数は367(研究員一人あたり、4.2回)、また論文発表等355報(研究員一人あたり、4.1報)となり、下表のとおり中期目標期間中における学会発表及び論文発表等の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とする目標数値は十分達成できる状況にある。 (業務の実績(2)参照) <table><tr><td>3年間(第2期中期計画)</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>中期計画期間 目標達成度</td></tr><tr><td>講演・口頭発表等回数</td><td>4.3</td><td>4.4</td><td>4.2</td><td>12.9/20 (64.5%)</td></tr><tr><td>論文発表等報数</td><td>4.6</td><td>4.0</td><td>4.1</td><td>12.7/10 (127.0%)</td></tr></table>				3年間(第2期中期計画)	H23	H24	H25	中期計画期間 目標達成度	講演・口頭発表等回数	4.3	4.4	4.2	12.9/20 (64.5%)	論文発表等報数	4.6	4.0	4.1	12.7/10 (127.0%)	(各委員の評定理由)			
3年間(第2期中期計画)	H23	H24	H25	中期計画期間 目標達成度																						
講演・口頭発表等回数	4.3	4.4	4.2	12.9/20 (64.5%)																						
論文発表等報数	4.6	4.0	4.1	12.7/10 (127.0%)																						
・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。				実績:○ ・地盤工学会、日本産業衛生学会等の論文賞等6件(延べ10名)を受賞した。																						

労働安全衛生総合研究所 評価シート(6)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。 なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325万回以上とすること。	(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 調査及び研究の成果については、原則として、その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。 イ 特別研究報告(SRR)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月1回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 研究所の公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所のホームページに公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。 「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage (独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。 また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。 イ 年報、メールマガジン等の発行 平成24年度労働安全衛生総合研究所年報、メールマガジン(毎月1回)等を発行し、研究所の各種行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。 平成24年度労働安全衛生総合研究所年報、メールマガジン(毎月1回)等を発行し、研究所の各種行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。 ・勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究 ・オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究 ・第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究 ・初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究	(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 ・親しまれる研究所ホームページをコンセプトとして、引き続き内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文、技術資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 ・和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、引き続き、「Industrial Health」と同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 ・東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、研究所ホームページの震災関連情報コーナーを平成25年度も継続した。 ・視認性・操作性の確保・向上を図るため、「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部:ウェブコンテンツ(JISX8341-3)」に対応するよう新しいホームページを製作した。 ・研究成果情報を発信するイベントへの参加申込者の便宜を図るため、ホームページ上での申込みに対して受付け完了メールを即時返信する仕組みを安全衛生技術講演会だけでなく一般公開にも適用できるよう改良した。 ・研究成果に関するお問い合わせ等をホームページ上で受付けけるためのプログラムを改良した。 ・イベント等は開催告知だけでなく、終了後の開催報告も早期のタイミングでホームページに掲載した。 ・研究所ホームページ上の「研究業績・成果」、「刊行物」(「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」等)へのアクセス件数は年間195万回となり、年間目標65万回程度の3倍となり、23年度(96万)、24年度(136万)、25年度の3年間で427万件となった。 イ 年報、メールマガジン等の発行 ・平成24年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに、メールマガジン(安衛研ニュース)は、引き続き内容の充実を図り、月1回1,725件(月平均値・24年度より423件増)に配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・特別研究報告SRR-No.43を刊行し、平成24年度に終了した以下のプロジェクト研究について、その研究成果の広報を図った。 ＊勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究 ＊オフィス環境に存在する化学物質等の有害性要因の健康影響評価に関する研究 ＊第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究 ＊初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究

・年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。 ・メールマガジンを毎月1回発行し、定期的に広報しているか。	実績：○ ・労働安全衛生総合研究所年報(平成24年度)2012を発行、ホームページで公開した。 (業務の実績イ参照) 実績：○ ・安衛研ニュース(メールマガジン)の内容の充実を図るとともに、月1回定期的に発行し、研究成果の広報を積極的に行った。なお、メルマガ配信先件数は大幅に増加した。 <table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>月1回発行メールマガジンの配信先</td><td>1,097</td><td>1,302</td><td>1,725</td></tr></table> (業務の実績イ参照)		H23	H24	H25	月1回発行メールマガジンの配信先	1,097	1,302	1,725	
	H23	H24	H25							
月1回発行メールマガジンの配信先	1,097	1,302	1,725							
・ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。	実績：○ ・視認性・操作性の確保・向上を図るため、「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ(JISX8341-3)」に対応するよう新しいホームページを製作した。 ・研究成果情報を発信するイベントへの参加申込者の便宜を図るため、ホームページ上での申込みに対して受付け完了メールを即時返信する仕組みを安全衛生技術講演会だけでなく一般公開にも適用できるよう改良した。 ・研究成果に関するお問い合わせ等をホームページ上で受付けるためのプログラムを改良した。 ・イベント等は開催告知だけでなく、終了後の開催報告も早期のタイミングでホームページに掲載した。 (業務の実績ア参照)									

労働安全衛生総合研究所 評価シート(7)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成25年度計画		平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績			
(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。		(4) 講演会等の開催 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 							

・一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。 ・企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ・講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。	実績：○ ・清瀬地区・登戸地区において、それぞれ一般公開を開催した。 また、民間企業等24機関・団体からの411名の随時見学希望にも対応した。 （業務の実績イ参照） 実績：○ ・安全衛生技術講演会については、東京会場200名、仙台会場及び大阪会場それぞれ150名、合計500名を定員として開催し、447名の参加を得た。 さらに、4月実施した研究所の一般公開は、参加者が508名と増加し、近隣住民等一般国民への周知・広報の一つとして浸透してきている。 （業務の実績ア、イ参照） <table><tr><td>名 称</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>安全衛生技術講演会</td><td>558</td><td>527</td><td>447</td></tr><tr><td>他機関と共催した講演会等</td><td>135</td><td>199</td><td>95</td></tr><tr><td>一般公開</td><td>495</td><td>481</td><td>508</td></tr><tr><td>労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム</td><td>265</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>厚生労働省子ども見学デー</td><td>－</td><td>－</td><td>407</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,453</td><td>1,207</td><td>1,457</td></tr></table> 実績：○ ・効果把握を目的とするアンケート調査結果 ※安全衛生技術講演会について、「とても良かった」、「良かった」とする割合は、76％であった。 ※一般公開アンケートについては、清瀬93.6％、登戸89.4％の参加者が「良かった」、「とても良かった」と回答していただき、満足度は高い。 アンケート調査結果等についてはそれぞれ次年度の改善等に生かした。 （業務の実績ア、イ参照）	名 称	H23	H24	H25	安全衛生技術講演会	558	527	447	他機関と共催した講演会等	135	199	95	一般公開	495	481	508	労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム	265	－	－	厚生労働省子ども見学デー	－	－	407	合 計	1,453	1,207	1,457
名 称	H23	H24	H25																										
安全衛生技術講演会	558	527	447																										
他機関と共催した講演会等	135	199	95																										
一般公開	495	481	508																										
労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム	265	－	－																										
厚生労働省子ども見学デー	－	－	407																										
合 計	1,453	1,207	1,457																										

労働安全衛生総合研究所 評価シート(8)

第二期中期目標		第二期中期計画	平成25年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績																																				
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許等の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。		(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。	(5) 知的財産の活用促進 研究成果のうち特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、特許権等の出願・維持費用、将来の収益見込み等を勘案しつつ、その取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないもの(権利放棄の予定のあるものを除く。)については、開放特許情報データベースへの登録、研究所のホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。	(5) 知的財産の活用促進 ・研究所が保有する登録特許総数は39件であり、新規に4件の特許を出願して特許出願総数は11件となった。また、特許を含めたTLO委託総件数は8件である。 ・特許権の取得を進めるため、年度末に行う研究員の業績評価において「特許の出願等」を評価材料の一つとして評価するとともに、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応した。 なお、知的財産の活用促進への理解を深めるため、4名の研究員に「知的財産権研修(初級)」を受講させた。今後も毎年度計画的に受講させることとしている。 また、産官学連携を活性化するため、1名の職員に「知的財産権研修(産官学連携)」を受講させた。 ・知的財産の活用促進を図るため、39件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表した。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td rowspan="2">研究所扱い</td><td>登録特許</td><td>36(0)</td><td>37(1)</td><td>39(2)</td></tr><tr><td>特許出願中</td><td>7(1)</td><td>9(3)</td><td>11(4)</td></tr><tr><td rowspan="2">TLO扱い</td><td>登録特許</td><td>2(1)</td><td>3(1)</td><td>3(0)</td></tr><tr><td>特許出願中</td><td>2(0)</td><td>1(0)</td><td>1(0)</td></tr><tr><td rowspan="2">特許実施料</td><td>件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>133</td><td>185</td><td>179</td></tr></table> ※()内は当年度分であり、内数である。 ＜添付資料6 特許出願、特許登録及び特許の実施状況＞							H23	H24	H25	研究所扱い	登録特許	36(0)	37(1)	39(2)	特許出願中	7(1)	9(3)	11(4)	TLO扱い	登録特許	2(1)	3(1)	3(0)	特許出願中	2(0)	1(0)	1(0)	特許実施料	件数	1	1	1	金額(千円)	133	185	179
											H23	H24	H25																											
									研究所扱い	登録特許	36(0)	37(1)	39(2)																											
										特許出願中	7(1)	9(3)	11(4)																											
									TLO扱い	登録特許	2(1)	3(1)	3(0)																											
特許出願中	2(0)	1(0)	1(0)																																					
特許実施料	件数	1	1	1																																				
	金額(千円)	133	185	179																																				
評価の視点等	【評価項目8 知的財産の活用促進】	自己評価	A		評 定																																			
[数値目標]		(理由及び特記事項) ・特許の取得促進を図るため、内部・外部評価において特許取得を評価項目の一つとして評価するとともに、所内での支援体制を整備している。登録特許総数は、39件となった。			(委員会としての評定理由)																																			
[評価の視点] ・特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。 ・実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 ・知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。		実績：○ ・特許出願の可否については、特許審査会で審査を行った。また、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応じる等の支援体制を整備している。 ・知的財産の活用促進への理解を深めるため、4名の研究員に「知的財産権研修(初級)」を受講させた。今後も毎年度計画的に受講させることとしている。 (業務の実績(5)参照) 実績：○ ・登録特許について、研究所ホームページ及び特許流通データベースに掲載し、保有特許の実施促進を図った。 実績：○ ・研究所が保有する特許は、登録総数は39件、新規に4件申請し、特許出願総数は11件、特許実施料数は1件であった。 (業務の実績(5)参照)			(各委員の評定理由)																																			

労働安全衛生総合研究所 評価シート(9)

[illegible]

評価の視点等	【評価項目9 労働災害の原因の調査等の実施】	自己評価	S		評 定		
[数値目標] ・労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。		(理由及び特記事項) ・災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は97%で目標を上回った。			(委員会としての評定理由)		
[評価の視点] ・労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 ・行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 ・本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。 ・一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容について、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めているか。		実績：○ ・労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 実績：○ ・災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、報告済みである。また、災害調査等の質的な面については、依頼元である労働基準監督署等から高い評価を得ており、適切さが確保されている。 (業務の実績(1)参照) 実績：○ ・災害調査等については、特定の研究員に過大な負荷が生じないように、研究員の専門性、研究の負荷状況等を十分考慮して、担当チームの人選を行っている。 実績：○ ・厚生労働省と協議をした結果、企業の秘密や個人情報の保護の観点から、平成25年度においては、公表可能となった災害調査報告書はなかった。 (業務の実績(4)参照)			(各委員の評定理由)		

労働安全衛生総合研究所 評価シート(10)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。 ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ 「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。	7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された今後10年間の労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及啓発に努める。また、労働安全衛生研究の普及・振興を目的としたワークショップ等を開催する。 ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、必要に応じて、研究所のホームページに関連情報を公表する。 エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。 「Industrial Health」誌については、インパクトファクターが0.8以上となるよう、引き続き掲載論文の充実に努める。	7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 (1) 労働安全衛生分野の研究の振興 ア 国内外の技術・制度等に関する調査 ・国際会議への職員派遣、ISOやOECDの国際会議等の機会を利用し、国内外の研究所・諸機関が有する知見等の調査、情報収集を行い、国内関係機関等に提供した。 イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・労働安全衛生重点研究推進協議会において、平成22年10月に取りまとめられた「今後おおむね10年間の労働安全衛生研究重点3研究領域22優先課題」について、引き続きホームページにおいて普及啓発に努めた。 また、平成25年10月に労働安全衛生研究の普及・振興を目的とした「墜落災害の防止と防護に関するワークショップ」を開催し、海外の研究者・政府機関関係者による特別講演及びパネルディスカッションを行うとともに、今後の研究戦略についての情報収集に努めた。 ウ 最先端研究情報の収集 ・客員研究員・フェロー研究員交流会や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。[再掲] エ 国際学術誌及び和文学術誌の発行と配布 (ア) Industrial Health ・国際学術誌「Industrial Health」を年6回刊行し、国内557件、国外391件の大学・研究機関等に配布した。このうち、第51巻第1号では、「気候変動と職業性暑熱対策」に関する特集号を企画し、当該分野における世界各国の代表的研究者らによる巻頭言に始まり、国内外からの総説2編、原著9編、短報2編の論文を掲載した。また、第5号では「職業性疾病・障害の社会経済学的影響」をテーマとする特集号を企画し、原著6編、短報1編を掲載した。 ・Industrial Health誌への年間投稿論文数は245編で、そのうちの掲載論文数は70編であった。また、掲載論文の国別／地域別内訳は、欧米34.3%、アジア・オセアニア25.7%、日本(当研究所を除く)34.3%、当研究所1.4%となっており、広く国内外からの投稿論文を集めた。 ・Industrial Health誌のインパクトファクターは、0.87(平成25年6月21日公表)となった。

						・J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／〔独〕科学技術振興機構)を通じIndustrial Health 誌の創刊号からの全掲載論文が閲覧可能であること、受理論文の刊行前早期公開(Advance Publications)、更には海外の著名データベースサービス(PubMed, CrossRef, EBSCO, INSPEC, ProQuest 等)との相互リンクが毎年増加していることから、平成25年度は世界各国から書誌事項に26万件を超えるアクセス、並びに前年度を上回る9万件超の全文ダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。 ・Industrial Health誌の更なるグローバルオンライン閲覧の増加を目指すために、平成26年の秋口実施を目処にPubMed Central (PMC) への掲載論文全文掲載に向けての申請準備を行った。 ・平成23年度からの「オンライン投稿・査読システム／ScholarOne Manuscripts」の導入により、投稿論文の受付から審査、その他各種編集業務の大幅な効率化を図ることができ、同時に同システム導入以前と比較して年間論文投稿数がおよそ30%増加した。 <table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>投稿数</td><td>186</td><td>265</td><td>245</td></tr><tr><td>掲載論文数</td><td>98</td><td>71</td><td>70</td></tr><tr><td>インパクトファクター</td><td>0.94</td><td>0.87</td><td>(0.87)</td></tr></table> (イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」 ・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回刊行し、国内約900の大学・研究機関等に配布した。 ・J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにしている。 <添付資料8 刊行物一覧>			H23	H24	H25	投稿数	186	265	245	掲載論文数	98	71	70	インパクトファクター	0.94	0.87	(0.87)
	H23	H24	H25																				
投稿数	186	265	245																				
掲載論文数	98	71	70																				
インパクトファクター	0.94	0.87	(0.87)																				
評価の視点等	【評価項目10 労働安全衛生分野の研究の振興】	自己評価	A		評 定																		
[数値目標]		(理由及び特記事項)			(委員会としての評定理由)																		
・「Industrial Health」のインパクトファクターが0.8以上となることを目標とする。																							
・国際学術誌「Industrial Health」を年6回以上発行する。		・Industrial Healthのインパクトファクターは数値目標の0.8を上回る0.87(平成25年6月21日公表)となった。 また、全世界から書誌事項に26万件を超えるアクセス、9万件超の全文ダウンロードと前年度をいずれも上回り、国際学術誌としての評価が確実に高まってきている。 ・国際学術誌「Industrial Health」を年6回発行した。 ・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行した。																					
・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。																							
[評価の視点]		実績：○ ・国際会議等の機会を利用し、労働安全衛生に関する技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、関係機関に提供した。 (業務の実績ア参照)			(各委員の評定理由)																		
・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。																							
・労働安全衛生研究戦略を踏まえた研究を実施することにより、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。		実績：○ ・平成22年10月に取りまとめられた「今後おおむね10年間の労働安全衛生研究重点3研究領域22優先課題」を踏まえた研究を実施するとともに、引き続きホームページにおいて普及啓発に努めた。 また、平成25年10月に労働安全衛生研究の普及・振興を目的とした「墜落災害の防止と防護に関するワークショップ」を開催し、海外の研究者・政府機関関係者による特別講演及びパネルディスカッションを行うとともに、今後の研究戦略についての情報収集に努めた。 (業務の実績イ参照)																					
・内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。																							
		実績：○ ・Industrial Healthの刊行等を通じて、内外の最先端の研究情報の収集・発信を行った。(業務の実績エ参照)																					

・国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。	実績：○ ・研究成果を各種学術誌・研究報告書として刊行し、広く関係者に提供した。 (業務の実績エ、評価シート6 業務の実績ウ参照)	
	学術誌等の種類	発行部数等
	Industrial Haslth	年6回刊行、国内557・国外391の大学・研究機関等に配布
	労働安全衛生研究	年2回刊行、国内約900の大学・研究機関等に配布
	その他の刊行物	・平成24年度労働安全衛生総合研究所年報 ・特別研究報告SRR-No.43(平成24年度終了のプロジェクト研究4課題の研究成果を収録)

労働安全衛生総合研究所 評価シート(11)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成25年度計画		平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績			
(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。		(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア 連携大学院制度等の推進 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い学術交流を進める。 <					

労働安全衛生総合研究所 評価シート(12)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成 25 年 度 の 業 務 の 実 績
(3) 研究協力の促進 研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。 また、世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。	(3) 研究協力の促進 ア 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討し、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用し、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を引き続き検討する。 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究、人的交流等を進める。 イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、研究所研究員との交流会を開催し労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。 また、産業医科大学との研究交流会を開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 これまでに研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計6か国12機関であるが、このうち現在も協定期間中の10機関の研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究、情報交換、研究協力を進めた。 ・平成23年7月13日付けで世界保健機関(WHO)から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHOの活動計画(GMP2012-2017)の一環として推進しているGOHNET研究関連2課題の年次報告書を前年に引き続いて作成提出した。 ・米国国立労働安全衛生研究所(US NIOSH)とは、研究協力協定の更新を行い(平成25年10月)、次の活動を実施した。 ・「墜落災害の防止と防護に関する国際会議」International Conference on Fall Prevention and Protection 2013を当研究所で開催した(10月23～25日、清瀬地区)。US NIOSHは、当会議を後援するとともに、同研究所の博士(Chief, Protective Technology Branch)が特別講演とパネルディスカッションに参加した。 ・US NIOSHとの共同シンポジウムであるOccupational health topics for the risk assessment of CNT and CNFを名古屋国際会議センターで開催した(10月30日)。 ・US NIOSH講演会「カーボンナノチューブのリスクアセスメントその現在と未来」を当研究所で開催した(11月1日、登戸地区)。 ・韓国釜慶大学とは、液体の着火性、可燃性粉体の自然発火について釜慶大学の教授と情報交換を行った(9月3日,10月15日)。 ・韓国産業安全保健研究院(OSHRI)からは、前述の国際会議に併設された「墜落災害の防止と防護に関するワークショップ」に、安全工学室長他1名の参加を得て、韓国における労働災害の発生状況に関する特別講演、情報交換などを行った(10月24日)。 ・当研究所の感電災害の防止に関する研究に関連して、産業安全保健研究院の協力を得て、労働安全衛生研究誌に共同で「韓国における感電災害防止の現状」を発表した。 ・韓国ソウル科学技術大学(旧韓国ソウル産業大学)とは、電気安全及びボイラの防爆に関してソウル科学技術大学の教授と情報交換を行った(6月2日、3日)。 ・可燃性粉体の着火性に関する研究にソウル科学技術大学の教授の実験協力を得て、その結果をまとめ、特別研究報告誌に発表した。 ・シンガポールで開催されたアジアパシフィック安全シンポジウム(APSS2013)に研究員9名が参加し、環太平洋各国の研究者と安全分野全般にわたる労働災害防止対策について意見交換を行った(10月17日、18日)。 イ 研究交流会等 ・フェロー研究員として43名(うち新規1名)、客員研究員として16名を委嘱し、平成26年1月に客員研究員・フェロー研究員交流会の開催等により研究情報の交換を行った。[再掲] ・客員研究員・フェロー研究員交流会や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。[再掲]

		ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。	ウ 共同研究 共同研究を積極的に推進し、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。	ウ 共同研究 ・労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、全研究課題78課題のうち、共同研究は24件、31%となった。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ35名派遣するとともに、他機関から63名の若手研究者等を受け入れた。																							
		エ 世界保健機関(WHO)が指定する 労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHOが主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものをGOHNET研究として実施する。	エ 世界保健機関(WHO)労働衛生協力センター 世界保健機関(WHO)から指定を受けた労働衛生協力センターとしてワークプラン(2012-2017)を推進する。	エ 世界保健機関(WHO)労働衛生協力センター ・平成23年7月13日付けで世界保健機関(WHO)から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHOの活動計画(GMP2012-2017)の一環として推進しているGOHNET研究関連2課題の年次報告書を前年に引き続いて作成提出した。[再掲]																							
評価の視点等	【評価項目12 研究協力の促進】	自己評価	A		評 定																						
[数値目標] ・毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。 ・全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。		(理由及び特記事項) ・外部機関への研究員派遣:35名の派遣、企業等からの受入れ:63名計98名の研究員の交流。20名の数値目標を大幅に上回った。 ・全研究課題に占める共同研究の割合は、31%となり、15%の数値目標を達成した。			(委員会としての評定理由)																						
[評価の視点] ・大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。 ・共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究員の研究交流が促進され、毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。 ・世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、GOHNET研究を実施しているか。		実績:○ ・全研究のうち、研究員が研究代表者である研究課題の合計78研究課題のうち、外部機関との共同研究は24件、その割合は31 %となり、15%の数値目標を達成した。 (業務の実績ウ参照) <table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>共同研究の占める割合</td><td>41%</td><td>33%</td><td>31%</td></tr></table> 実績:○ ・外部機関との研究交流により、研究員35名の派遣、企業等からの63名の研究者の受入れにより、計98名の研究員の交流を行い、20名の数値目標の約5倍の実績を達成した。 (業務の実績ウ参照) <table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>研究員の派遣</td><td>19</td><td>16</td><td>35</td></tr><tr><td>研究員の受入</td><td>55</td><td>63</td><td>63</td></tr></table> 実績:○ ・平成23年7月3日にWHOから労働衛生協力センターとして再指定 ・WHOの活動計画(GMP2012-2017)の一環として推進しているGOHNET研究関連2課題「看護・介護労働者の安全衛生」「気候変動による暑熱ストレスの労働安全衛生」の年次報告書を前年に引き続いて作成提出した。 (業務の実績エ参照)				H23	H24	H25	共同研究の占める割合	41%	33%	31%		H23	H24	H25	研究員の派遣	19	16	35	研究員の受入	55	63	63	(各委員の評定理由)		
	H23	H24	H25																								
共同研究の占める割合	41%	33%	31%																								
	H23	H24	H25																								
研究員の派遣	19	16	35																								
研究員の受入	55	63	63																								

労働安全衛生総合研究所 評価シート(13)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。	第2 業務運営の効率化に関する事項 1 機動的かつ効率的な業務運営 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月)等を参考として、理事長の強い指導力の下で、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的な業務推進を引き続き実施するとともに、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じて、重点業務に必要な資金及び要員が投入できるよう、組織体制等について適宜見直しを行う。	第2 業務運営の効率化に関する措置 1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立 業務の有効性・効率性を高めること等の目的を達成するために、理事長のリーダーシップの下に、以下の事項を実施する等適切な内部統制活動を推進する。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し 本部機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。プロジェクトチームの編成、業務責任者の任命等により、中期計画で指定されている業務を的確かつ効率的に遂行する。 イ 調査研究管理の一元化 清瀬、登戸両地区の研究企画調整業務、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務の一層の一元化を図る。 ウ 人材の登用 人材活用等に関する方針(第6の1(1))に基づき、公募による資質の高い人材の採用に努める。また、研究員がその能力を十分に活かせるよう、研究環境の整備に努める。	第2 業務運営の効率化に関する措置 1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立 平成25年度は、厚生労働大臣が定めた第二期の中期目標及び中期計画の3年度目に当たり、平成25年度計画に基づき理事長のリーダーシップの下で業務運営体制の確立を図った。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 柔軟な組織体制の実現と見直し ・内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所業務の日常的な意思決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を4回、それぞれ開催した。また、TV会議システムを活用し両地区合同の部長等会議を原則として週1回開催した。 ・平成25年度計画に基づく業務運営を適正かつ的確に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・登戸両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を配置し、両地区が一体となって業務を推進した。 ・研究開発力強化法に基づき、平成23年1月1日付けで策定した「人材活用等に関する方針」を研究所のホームページに公表して当該方針に基づく取組みを推進した。 イ 調査研究管理の一元化 ・研究企画調整部を中心として、それぞれの地区において内部評価会議(中間・期末)を開催するとともに、全研究課題を対象に統一的な基準に基づく内部評価を行った。また、プロジェクト研究等重点研究10課題を対象として、外部評価会議を開催し、外部識者の視点からの評価を併せて行った。これらの評価結果を基に、研究計画の再精査や予算配分の見直しを行った。[再掲] ・清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価制度を引き続き活用して研究員の業績評価を行い、この結果を人事管理に反映させた。[再掲] ウ 人材の登用 ・研究者人材データベース(JREC-IN)への登録、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付き研究員の採用活動を行った。 ・前年度に採用内定した2名を平成25年4月1日付けで採用するとともに、5名を平成26年4月1日付け採用予定者として内定した。

	イ IT技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書の管理及び活用の電子化・データベース化による業務・システムのより一層の最適化を図る。 ウ 監事との連携を一層強化し、監事による助言等が業務改善により効果的に結びつくような体制を構築する。 (2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部及び外部の委員による研究評価を厳格に実施するとともに、研究企画調整部との緊密な連携の下に、研究グループ及び研究領域単位において、調査研究の適切な進捗管理を行う。 イ 研究員の業績評価を厳正に行い、その結果を昇給・昇格等の人事管理に適切に反映するとともに、その後の研究課題の選定や担当する業務の改善に役立てる。	エ 業務・システムの効率化等 調査研究業務に係る文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進する。また、清瀬、登戸両地区を結ぶ電子決裁システムの導入を引き続き検討する。 テレビ会議の活用を引き続き進める。 オ 監事との連携 定期の監事監査、監事による各種所内会議等への出席等を通じ、監事との連携の強化を図る。 (2) 内部進行管理の充実 ア 効率的な研究業務の推進 調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し、評価する研究管理システムを活用し、研究実施状況及びその評価結果を研究管理・業務運営に反映させることにより、調査研究業務の効率的な推進を図る。 イ 研究員の業績評価 前年度導入した管理業務に係る業績評価基準の円滑な運用を図る等により、研究員の業績を一層適切かつ総合的に評価する。	・平成23年度に任期付として採用した1名の研究員について審査を行い、任期を付さない研究職員として、平成26年4月1日付けでの採用を内定した。 エ 業務・システムの効率化等 ・業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、グループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を引き続き実施した。 ・業務の効率化を進めるため、TV会議システム及び電子決裁システムを積極的に活用した。 オ 監事との連携 ・各種所内会議の場等での監事からの助言等を参考に業務の改善に努めた。 (2) 内部進行管理の充実 ア 効率的な研究業務の推進 ・各研究グループにおける日常的な研究の進捗管理、内部・外部評価会議の開催による厳正な研究課題評価、研究討論会、情報交換会及び労働災害調査報告会等の各研究管理手法を組み合わせ、調査研究の質の維持・向上を図った。併せてこれらの進行状況を定期的に部長等会議や理事長打合せ、役員会議等に報告し、検証することを徹底し、調査研究の的確な内部進行管理を行った。 ・調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的な運営に反映させた。 イ 研究員の業績評価 ・業績評価基準に部長等管理職に着目した評価項目を設け評価を行った。 ・研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した。〔再掲〕 なお、清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価システムを引き続き活用した。また、評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員(4名)、研究業績優秀研究員(2名)及び若手総合業績優秀研究員(2名)を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。〔再掲〕
--	--	---	---

評価の視点等	【評価項目13 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立】	自己評価	A		評 定		
[数値目標]		(理由及び特記事項) 平成25年度は、厚生労働大臣が定めた第二期の中期目標及び中期計画の第3年度に当たり、平成25年度計画に基づき理事長のリーダーシップの下で的確な業務運営体制の確立を図った。			(委員会としての評定理由)		
[評価の視点] ・事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制となっているか。 							

・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 < 厳正に評価を行う事項32 > ・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、1当該業務委託等の必要性、2独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、31及び2の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等) < 厳正に評価を行う事項33 > ・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政独委・評価の視点事項9)	実績：○ ・外部評価委員会、事業者団体等との意見交換の場を通じて、調査研究業務の必要性及び成果の検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを行っている。 実績：○ ・当研究所には、会計基準上の関係公益法人は存在しない。 また、委託調査等の業務委託については、平成21年7月以降、総合評価方式による一般競争入札を導入し、契約の透明性・競争性を確保している。また、研究員が要求するすべての調達について、所属部長のほか、研究企画調整部の事前承認を得ることとし、必要性等を検証するとともに、内部審査を行う機関として公共調達審査会、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置し、契約の適正化を図った。 実績：○ ・各種会議のあり方の見直し並びに研究管理システムと各種会議における業務執行状況の把握・検証の徹底は、理事長のイニシアティブにより実施した。	
---	--	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(15)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成25年度計画	平成25年度の業務の実績			
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。		第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行うとともに、役員自らが業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。		第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 (1) 競争的研究資金、受託研究の獲得 競争的研究資金について組織的な情報収集及び検討を行い、積極的に応募することにより、前年度を上回る競争的資金の獲得を目指す。 公益団体、業界団体等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、調査研究に係る役務の調達情報の把握に努め、対応可能なものについては、積極的に公募する。 (2) 自己収入の確保 ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により、外部貸与対象施設・機器の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化等を一層進める。	第3 財務内容の改善に関する事項 1 運営費交付金以外の収入の確保 (1) 競争的研究資金、受託研究の獲得 ・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金及び日本学術振興会科学研究費補助金等42件(うち研究代表者29件)4,476万円の競争的研究資金を獲得した。 ・役員による公益団体、業界団体、企業等への訪問を実施した。 ・受託研究については、国から1件、公共団体から1件、民間機関からの10件の合計12件で6,499万円を獲得した。 ・受託研究のうち2件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(2,436万円)、経済産業省からの大型受託研究「ロボット介護機器開発・導入促進に係る安全基準の策定」(2,665万円)である。 (2) 自己収入の確保 ・貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために類似施設のグルーピングを行った。また、施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページの内容を分かり易くすると共にチラシを作成するなど周知を図った。3000kN垂直荷重試験機等3件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は111万円となった。[再掲] ・また、東京大学等の研究機関や民間企業との間で11件の共同研究(プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究職員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題に限る。)により施設の共同利用を進めた。 ・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の合計額は総額30万円となった。 ＜添付資料10 外部研究資金の導入＞			
評価の視点等	【評価項目15 運営費交付金以外の収入の確保】	自己評価		B		評 定		
[数値目標] ・研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。		(理由及び特記事項) ・競争的資金等の獲得について組織的な取組を行った結果、外部資金の合計金額は、10,975万円で前年度の額を上回ったが、研究資金獲得率は18.7%にとどまった。計画期間中の3分の1以上の目標達成に向けさらに可能な限り外部資金の獲得を目指す。				(委員会としての評定理由)		

[評価の視点] ・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) ・研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 ・当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。 (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 (政独委・評価の視点事項2(1)) ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 (政独委・評価の視点事項2(2))	実績：○ ・競争的資金等の外部研究資金の獲得については、公益団体、業界団体、企業等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行った。 (業務の実績(1)参照) 実績：○ ・貸与対象の施設・設備についてはホームページ等を通じて積極的に広報した。この結果、3の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は111万円となった。 (業務の実績(2)参照) 実績：○ ・施設及び機器の貸与料、著作権料のほか、講師謝金、委員会出席謝金等による収入及び運営費交付金の収益化により、当期総利益は1,527万円となった。法人の業務運営等に問題等はない。 実績：○ ・利益剰余金は7,307万円であり、過大な利益とはなっていない。	(各委員の評定理由)
--	---	-------------------

労働安全衛生総合研究所 評価シート(19)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
3 公正で適切な業務運営に向けた取組 (1) 関係法令の順守等 研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。	3 公正で適切な業務運営に向けた取組 (1) 関係法令の順守等 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。	3 公正で的確な業務の運営 (1) 関係法令の遵守等 ア 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。 イ 競争的資金に係る内部監査を実施する等の公的研究費の不正使用防止対策を的確に推進する。また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、適正な管理を実施する。 ウ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。 エ 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の各種規則の遵守状況の把握に努める。	3 公正で的確な業務の運営 (1) 関係法令の遵守等 ア 情報の公開 ・個人情報管理規程に基づき、引き続き、個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進した。 ・「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後に会議に参加した職員による伝達を行った。 ・平成25年度における情報公開開示請求はなかった。 ・情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。 イ 競争的資金に係る内部監査等 ・科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題21件に対する実地の内部監査を実施した。 ・利益相反審査・管理委員会規程に基づき、民間企業等からの受託研究及び共同研究について内部審査を行った。 ウ 研究倫理審査 ・研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員6名及び内部委員9名からなる研究倫理審査委員会を2回開催し、23件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、変更勧告となった5件については、研究実施に先立ち、研究計画の修正を行わせた。同委員会の議事要旨を、研究所ホームページで公開した。 ・動物実験委員会規程に基づき、動物実験委員会を開催し、1件の新規動物実験計画と2件の計画変更届について審査を行った。審査の結果、新規の1件は実験計画が動物実験指針に沿ったものではないので却下された。変更申請の2件は承認された。また、動物実験関係者に対する教育訓練を実施した。 エ 遵守状況等の把握 ・諸規則の遵守状況を含め、内部統制の確立を図る観点から、研究所業務の日常的な意思決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を4回、それぞれ開催した。また、TV会議システムを活用し両地区合同の部長等会議を原則として週1回開催した。
(2) セキュリティの確保 個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	(2) セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。	(2) セキュリティの確保 情報セキュリティポリシー及び同管理規程に基づく情報セキュリティ対策基準の充実を図るとともに、情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえ、同対策を適切に推進する。	(2) セキュリティの確保 情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえた、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づく諸規程の的確な運用に努めるとともに、情報セキュリティ対策の一環として、また、同規程の周知徹底を図るため職員研修を実施した。

評価の視点等	【評価項目19 公正で的確な業務の運営】	自己評価	A		評 定																														
[数値目標]		(理由及び特記事項) ・研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進するとともに、情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。			(委員会としての評定理由)																														
[評価の視点] ・情報公開、個人情報保護、公的研究費の不正使用防止等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。 ・国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。 ・そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。 ・内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組について適切に取り組んでいるか。 (政独委・評価の視点事項6) ・情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保しているか。		実績:○ ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程を整備し、情報管理対策の一層の強化を図った。 ・公的研究費の不正使用防止等については、科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題21件に対する実地の内部監査を実施した。 (業務実績(1)(2)参照) 実績:○ ・研究倫理審査委員会を設置し、厳正な審査を行うとともに、必要な措置の徹底を図った。 (業務の実績(1)ウ参照) <table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>審査件数</td><td>30</td><td>33</td><td>23</td></tr><tr><td>うち承認</td><td>13</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>うち条件付き承認</td><td>12</td><td>21</td><td>7</td></tr><tr><td>うち変更勧告</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>うち不承認</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td></tr><tr><td>うち該当せず</td><td>2</td><td>4</td><td>－</td></tr></table> 実績:○ ・全役職員が知っておくべき関連規程等の情報については、グループウェア内で情報の共有化を図るとともに、個人情報等を含む機密性の高い情報については、グループウェア内で特定業務に従事する職員のみがアクセスできるフォルダーを整備し、基本的に同フォルダー内での情報処理を行っている。 実績:○ ・内部統制の確立及び情報伝達の円滑化を図る観点から、各種会議の在り方を見直し、研究所における日常的な意思決定の迅速化や業務の進行管理及びその検証の効果的な実施を図った。 また、内部審査を行う機関として公共調達審査会を設置し、契約に係る審査を実施するとともに、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置し、更なる適正化を図っている。さらに、会計監査人による監査を厳正に実施している。 実績:○ ・情報セキュリティ対策委員会にて情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づく諸規程の的確な運用に努めるとともに、同規程の周知徹底を図るため職員研修を実施した。 (業務の実績(2)参照)				H23	H24	H25	審査件数	30	33	23	うち承認	13	6	7	うち条件付き承認	12	21	7	うち変更勧告	3	2	5	うち不承認	0	0	4	うち該当せず	2	4	－	(各委員の評定理由)		
	H23	H24	H25																																
審査件数	30	33	23																																
うち承認	13	6	7																																
うち条件付き承認	12	21	7																																
うち変更勧告	3	2	5																																
うち不承認	0	0	4																																
うち該当せず	2	4	－																																

労働安全衛生総合研究所 評価シート(14)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
2 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費(人件費を除く。)については前中期目標期間中の最終年度と比べて15%程度の額、事業費(人件費を除く。)については前中期目標期間中の最終年度と比べて5%程度の額を削減すること。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。 イ 常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日)に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。 なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組むとともに、省エネルギー化等のための環境整備を進める。併せて、業務処理へのIT技術の活用等を適宜行い、更なる経費の節減を図る。 イ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規業務追加分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費(人件費を除く。)の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(人件費を除く。)の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。 ウ 常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の中期計画予算については、毎年度1%以上の節減額を見込んだものとする。ただし、以下により雇用される者の人件費については、削減対象から除く。	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 省資源、省エネルギーの推進、省エネルギー化等のための環境整備、IT技術の活用等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 業務運営の徹底した効率化 中期計画に示された数値目標に基づく年度予算を作成し、業務運営を行う。 ウ 役職員の給与の見直し 国家公務員の給与と構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを適宜行い、引き続き適正な給与水準を維持する。 エ 計画的な職員の採用 中期計画に基づき、総人件費抑制を踏まえつつ、計画的な職員採用の実施に努める。	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 ・電気の使用量を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけ、明るい時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進するとともに、老朽化した空調機器を省エネルギー効果の高いものに更新する等の取組みを行った。その結果、電気使用量は1.4%増加し、ガス使用量は7.2%減少したが、電気及びガス料金の値上げの影響が大きく、平成25年度の光熱水料の合計は対平成24年度比で0.4%増の約9,400万円となった。なお、震災前の平成22年度と比較すると、電気使用量は14.4%減少し、ガス使用量は7.9%減少した。 ・グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 イ 業務運営の徹底した効率化 ・中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。 ウ 役職員の給与の見直し ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)による国家公務員指定職及び一般職の給与改定に準拠し、平成24年4月から平成26年3月までの間、職務の級に応じ、俸給月額を4.77%～9.77%減じた。 また、「国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じ、平成25年1月から退職手当の支給水準引下げ等を行い、さらに、平成25年10月から調整率を下げ支給水準を引き下げた。 エ 計画的な職員の採用 ・新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、前年度に採用内定した2名を平成25年4月1日付けで採用するとともに、5名を平成26年4月1日付け採用予定者として内定した。[再掲] ・平成23年度に任期付として採用した1名の研究員について審査を行い、任期を付さない研究職員として、平成26年4月1日付けでの採用を内定した。[再掲]

	・競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究員 ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が101.6であることを踏まえ、引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とするとともに、その検証結果や取組状況を公表する。		
ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。	エ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとする。 なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応することとする。	オ 公共調達の適正化 契約の締結に当たって、透明性、競争性等の確保に努めるとともに、契約監視委員会等での契約の点検を実施する。	オ 公共調達の適正化 ・平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、契約監視委員会及び公共調達審査会において契約の点検を行っている。 ・上記の取組みにより、平成20年度に9件約1億1,600万円であった随意契約は平成25年度においては4件約3,700万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度において78件約7億6,100万円で、全体の調達金額に占める割合は86.8%であったところ、平成25年度においては70件約3億3,200万円で、調達金額に占める割合は91.9%となった。
エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。	オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講ずる。 また、特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施・特許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第1の4(5)の取組等により、特許収入の拡大を図る。	カ 保有資産 施設・設備の効率的な利用方法を適宜検討し、改善を図る。また、不要資産であることが確認されたものについては、国への返納等必要な措置を講ずる。 また、特許権については、特許権の維持費用、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるとともに、企業との共同開発による共有特許の推進等を通じて特許収入の増加を図る。	カ 保有資産 ・貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために類似施設のグルーピングを行った。また、施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページの内容を分かり易くするとともにチラシを作成するなど、周知を図った。3000kN垂直荷重試験機等3件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は111万円となった。 ・清瀬市長から市道拡幅のため清瀬地区の土地の一部(769.32㎡)の譲渡要望を受け、不要財産として平成26年2月13日付けで有償譲渡した上、譲渡収入の全額約1億500万円を国庫納付した。 ・実施されていない特許等の保有見直しについては、特許年金の支払い前の段階で、今後の実施許諾等に伴う収入の見通し、権利維持費用の見込み等費用対効果を十分勘案して権利存続の是非を検討することとし、平成25年度においては5件の見直しをしたうえで引き続き権利を維持することとした。 ・保有特許の活用促進を図るため、登録特許について、開放特許情報データベース、研究所ホームページに名称、概要等を公表した。

評価の視点等	【評価項目14 業務運営の効率化に伴う経費削減】	自己評価	A		評 定		
[数値目標] ・中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成22年度運営交付金から一般管理費(退職手当を除く)について15%、事業費(退職手当を除く)について5%に相当する額を節減すること。 <							

・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。 (政独委・評価の視点事項5(3)を含む。) ＜厳正に評価を行う事項22＞	実績：○ ・契約に当たっては一般競争入札による調達を徹底し、入札公告は当研究所ホームページ及び掲示板のほか厚生労働省の掲示板にも掲示している。また、公告期間の延伸、仕様内容の見直し、及び入札参加要件の緩和等を行い、これらの取組により透明性・競争性の確保に努めた。 また、100万円以上の契約については、研究所ホームページに契約情報を公表した。													
・省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。 (光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。)	実績：○ ・光熱水料を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、明るい時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進するとともに、老朽化した空調機器を省エネルギー効果の高いものに更新する等の取組みを行った。その結果、電気使用量は1.4％増加し、ガス使用量は7.2％減少したが、電気及びガス料金の値上げの影響が大きく、平成25年度の光熱水料の合計は対平成24年度比で0.4%増の約9,400万円となった。なお、震災前の平成22年度と比較すると、電気使用量は14.4％減少し、ガス使用量は7.9％減少した。													
	<table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>光熱水量 (千円)</td><td>79,555</td><td>93,714</td><td>94,085</td></tr></table>		H23	H24	H25	光熱水量 (千円)	79,555	93,714	94,085					
	H23	H24	H25											
光熱水量 (千円)	79,555	93,714	94,085											
・業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。	実績：○ ・電子決裁システムやテレビ会議システムの活用促進により、業務処理の効率化や清瀬・登戸両地区間の移動時間、交通費等の削減を行い、時間的・経済的損失を縮減した。													
・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 ＜厳正に評価を行う事項21＞	実績：○ ・一般競争入札による調達の徹底、情報通信技術の活用による時間的・経済的損失の縮減や出張におけるバック旅行の利用を図る等経費節減対策を講じた。													
・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。	実績：○ ・中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。下表のとおり、支出総額は中期目標の目標数値を達成した。													
	<table><tr><td>費目</td><td>H22(予算額)</td><td>H25(実績)</td><td>増減率</td></tr><tr><td>一般管理費(千円)</td><td>241,332</td><td>178,860</td><td>-25.9%</td></tr><tr><td>業務経費(千円)</td><td>689,336</td><td>634,333</td><td>-8.0%</td></tr></table>	費目	H22(予算額)	H25(実績)	増減率	一般管理費(千円)	241,332	178,860	-25.9%	業務経費(千円)	689,336	634,333	-8.0%	
費目	H22(予算額)	H25(実績)	増減率											
一般管理費(千円)	241,332	178,860	-25.9%											
業務経費(千円)	689,336	634,333	-8.0%											
・経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという視点をもって評価する。(政独委・評価の視点4(2))	実績：○ ・電気料金的大幅な値上げ等があったが、平成25年度(決算額)の一般管理費(人件費を除く。)は1,533万円減(前年度比7.9％減)、業務経費(人件費を除く。)は対前年度比158万円増(前年度比0.2％増)となった。なお、光熱水料の使用量は対平成22年度比では減少している。													

・給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。) (政独委・評価の視点4(1)) ＜厳正に評価を行う事項11＞	実績：○ ・当法人は、独法化以前は国の附属機関だったこともあり、国家公務員に準拠した給与規程としている。 ・ラスパイレス指数は、研究職の対国家公務員(研究職)比較で92.0(対他法人で93.1)、事務・技術職の対国家公務員(行政職(一))比較で100.6(対他法人で97.4)となった。 ・人事院が算出するラスパイレス指数においては、基本給のみならず地域手当、扶養手当、住居手当等の手当も算入されるので、これらの手当の支給状況により、事務・技術職において対国家公務員(行政職(一))比較で100を若干上回っているものである。	
・国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ＜厳正に評価を行う事項13＞	実績：○ ・国とは異なる、又は法人独自の諸手当はない。	
・総人件費改革は進んでいるか。 ＜厳正に評価を行う事項12＞	実績：○ ・「行政改革の重要方針」を踏まえた、平成17年度(基準年度)からの総人件費の削減について既に目標が達成されている。	
・国家公務員の再就職のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ＜厳正に評価を行う事項15＞	実績：－ ・当研究所には、国家公務員の再就職者はいない。	
・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 ＜厳正に評価を行う事項16＞	実績：－ ・当研究所職員の人件費を、人件費以外の費目で支出している事実はない。	
・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。 (政独委・評価の視点事項4(3)) ＜厳正に評価を行う事項14を含む＞	実績：○ ・福利厚生費については、当法人は、独法化以前は国の附属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法後も引き続き国の給与制度に準拠している。法定外福利費についても、国の制度に準拠している。	
・資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講じているか。 (政独委・評価の視点事項3(1)と同様)	実績：○ ・清瀬市長から市道拡幅のため清瀬地区の土地の一部(769.32㎡)の譲渡要望を受け、不要財産として平成26年2月13日付けで有償譲渡した上、譲渡収入の全額約1億500万円を国庫納付した。	
・特許権の保有の必要性の検討を行い、特許権の登録・保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図っているか。 (政独委・評価の視点事項3(1)と同様)	実績：○ ・実施されていない特許等保有の必要性の検討を5件について行った結果、引き続き権利を維持することとした。 ・保有特許の活用促進を図るため、登録特許について、開放特許情報データベース、研究所ホームページに名称、概要等を公表した。 (業務実績カ参照)	

労働安全衛生総合研究所 評価シート(16)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1のとおり。 イ 収支計画については、別紙2のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3のとおり。 第4 短期借入金の限度額 (1) 限度額 290百万円 (2) 想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	2 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算については、別紙3のとおり。 (2) 収支計画については、別紙4のとおり。 (3) 資金計画については、別紙5のとおり。 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 290百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払い等、偶発的な出費に対応するため。 第5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	2 予算、収支計画及び資金計画 ・平成25年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 ・経費削減の達成度については、決算額は予算額に対して1億2,756万円の節減となり、執行率は93.2%となった。項目別では、人件費(退職手当を除く。)は94.7%、一般管理費は81.7%、業務経費は94.9%の執行率となった。

評価の視点等	【評価項目16 予算、収支計画及び資金計画】	自己評価	A		評 定																																			
[数値目標]	【評価項目14 数値目標と同じ】 ・中期目標期間中において、新規業務追加部分を除き、平成22年度運営費交付金から一般管理費(人件費を除く)について、15%、事業費(人件費を除く)について5%に相当する額を節減すること。 ・常勤役職員の人件費(退職金手当及び福利厚生費及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)について、毎年度1%以上削減する。	(理由及び特記事項) 【評価項目14 数値目標と同じ】 ・一般管理費(人件費を除く)及び事業費(人件費を除く)については、以下のとおり推移しており、中期計画期間中の数値目標をすでに上回っている。 <table><tr><td>費目</td><td>H22(予算額)</td><td>H25(実績)</td><td>増減率</td></tr><tr><td>一般管理費(千円)</td><td>241,332</td><td>178,860</td><td>-25.9%</td></tr><tr><td>業務経費(千円)</td><td>689,336</td><td>634,333</td><td>-8.0%</td></tr></table> 常勤役職員の人件費の節減については、以下のとおり中期計画のとおり予算額を節減しその範囲で執行している。 <table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>予算額(千円)</td><td>969,796</td><td>961,069</td><td>952,431</td></tr><tr><td>決算額(千円)</td><td>866,966</td><td>818,375</td><td>826,204</td></tr></table>			費目	H22(予算額)	H25(実績)	増減率	一般管理費(千円)	241,332	178,860	-25.9%	業務経費(千円)	689,336	634,333	-8.0%		H23	H24	H25	予算額(千円)	969,796	961,069	952,431	決算額(千円)	866,966	818,375	826,204	(委員会としての評定理由)											
費目	H22(予算額)	H25(実績)	増減率																																					
一般管理費(千円)	241,332	178,860	-25.9%																																					
業務経費(千円)	689,336	634,333	-8.0%																																					
	H23	H24	H25																																					
予算額(千円)	969,796	961,069	952,431																																					
決算額(千円)	866,966	818,375	826,204																																					
[評価の視点]	・経費削減の達成度はどのくらいか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。	実績:○ ・運営交付金を充当して行う事業について、以下のような経費節減を図った。 <table><tr><td></td><td colspan="3">支出項目</td></tr><tr><td></td><td>人件費 (退職手当を除く)</td><td>一般管理費</td><td>業務経費</td></tr><tr><td>当初予算額に対する執行率</td><td>94.7%</td><td>81.7%</td><td>94.9%</td></tr></table> 実績:○ ・中期計画に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で執行した。 <table><tr><td></td><td>H25</td></tr><tr><td>予算額(千円)</td><td>2,015,479</td></tr><tr><td>決算額(千円)</td><td>1,903,765</td></tr></table> 実績:○ ・一般管理費及び業務経費の計画と実績の差異は、一般競争入札の徹底、電気の一般競争入札による調達、東日本大震災及び省エネ等に伴う光熱水料の節減などの経費節減を進めたことによるものである。 <table><tr><td>費目</td><td>予算額</td><td>実績</td></tr><tr><td>一般管理費(千円)</td><td>218,898</td><td>178,860</td></tr><tr><td>業務経費(千円)</td><td>668,619</td><td>634,333</td></tr></table> 退職手当支出の計画と実績の差異は、予定にない早期退職者が出たこと等によるものである。 <table><tr><td>費目</td><td>予算額</td><td>実績</td></tr><tr><td>退職手当支出(千円)</td><td>129,080</td><td>144,921</td></tr></table>				支出項目				人件費 (退職手当を除く)	一般管理費	業務経費	当初予算額に対する執行率	94.7%	81.7%	94.9%		H25	予算額(千円)	2,015,479	決算額(千円)	1,903,765	費目	予算額	実績	一般管理費(千円)	218,898	178,860	業務経費(千円)	668,619	634,333	費目	予算額	実績	退職手当支出(千円)	129,080	144,921	(各委員の評定理由)		
	支出項目																																							
	人件費 (退職手当を除く)	一般管理費	業務経費																																					
当初予算額に対する執行率	94.7%	81.7%	94.9%																																					
	H25																																							
予算額(千円)	2,015,479																																							
決算額(千円)	1,903,765																																							
費目	予算額	実績																																						
一般管理費(千円)	218,898	178,860																																						
業務経費(千円)	668,619	634,333																																						
費目	予算額	実績																																						
退職手当支出(千円)	129,080	144,921																																						

・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 (政・独委・評価の視点事項2(3)を含む)	実績:○ ・運営費交付金債務は、経費節減等により生じたものであり、合理的な理由に基づくものである。 当所運営費交付金債務額 525,847千円	
---	---	--

労働安全衛生総合研究所 評価シート(17)

第二期中期目標	第二期中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 人事に関する事項 ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。 また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。 イ 研究員の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 任期の定めのない研究員の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。	第8 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 (1) 方針 ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。 (2) 常勤職員の数 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。 (参考1) 常勤職員数 期初の常勤職員数 104人 期末の常勤職員数 104人（上限） (参考2)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込み：4,191百万円 なお、総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、4,763百万円である。	第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ア 中期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。採用に当たっては、公募による3年間の任期付き採用を原則とする。 3年間の任期が満了する任期付き研究員のうち研究所で引き続きの勤務を希望するものを対象として、任期を付さない研究員として採用審査を行う。 イ 新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。 (2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 100名 当年度末の常勤職員数の見込み 104名 (3) 人件費総額の見込み 当年度中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付き研究員の人件費総額見込みとの合計額は、952百万円である(受託業務等の獲得状況により増減があり得る。)	第6 その他業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1)方針 ・平成25年度における情報公開開示請求はなかった。 ・前年度に採用内定した2名を平成25年4月1日付けで採用するとともに、5名を平成26年4月1日付け採用予定者として内定した。[再掲] ・平成23年度に任期付として採用した1名の研究員について審査を行い、任期を付さない研究職員として、平成26年4月1日付けでの採用を内定した。[再掲] イ 若手研究員等の資質向上と環境整備 ・新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援した。 ・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ることにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 ・専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 (2)人員の指標 ・年度当初の常勤職員数は100名であり、年度末の常勤職員数は99名となった。 (3)人件費総額見込み ・平成25年度における人件費の総額は8億2,620万円で、平成25年度計画における当年度中の人件費総額見込み(9億5,200万円)と比べて1億2,580万円の節減となった。

		ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。 また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。	ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。 また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額には含まれない。																												
評価の視点等	【評価項目17 人事に関する計画】	自己評価	A		評 定																										
[数値目標] ・当年度末の常勤職員数の見込み 104人		(理由及び特記事項) ・当年度末の常勤職員数の実績99名			(委員会としての評定理由)																										
[評価の視点] ・人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。 ・若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等が能力を十分に発揮できる研究環境を整備しているか ・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。		実績：○ ・資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付研究員の採用を実施した。 (業務実績(1)ア参照) <table><tr><td></td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr><tr><td>任期付研究員応募者数</td><td>63</td><td>11</td><td>76</td></tr><tr><td>採用者数(内定)</td><td>5</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>募集分野数</td><td>9</td><td>3</td><td>17</td></tr></table> 実績：○ ・専門型裁量労働制に関する協定を定め、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図ることにより、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 実績：○ ・人件費の実績額は、予算額を1億2,580万円下回った。 (業務実績(3)参照) <table><tr><td></td><td>予算額</td><td>実績</td><td>差異</td></tr><tr><td>人件費総額(百万円)</td><td>952</td><td>826</td><td>126</td></tr></table>				H23	H24	H25	任期付研究員応募者数	63	11	76	採用者数(内定)	5	3	5	募集分野数	9	3	17		予算額	実績	差異	人件費総額(百万円)	952	826	126	(各委員の評定理由)		
	H23	H24	H25																												
任期付研究員応募者数	63	11	76																												
採用者数(内定)	5	3	5																												
募集分野数	9	3	17																												
	予算額	実績	差異																												
人件費総額(百万円)	952	826	126																												

労働安全衛生総合研究所 評価シート(18)

第二期中期目標		第二期中期計画		平成25年度計画		平成25年度の業務の実績			
2 施設及び設備に関する事項 業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。 なお、上記第2の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。		2 施設及び設備に関する事項 調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。 なお、上記第1の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進める。		2 施設・設備に関する計画 多目的構造強度／信頼性実験室改修、冷暖房設備改修を実施する。 (参考) (省略)		2 施設・設備に関する計画 ・平成25年度計画どおり、清瀬地区の多目的構造強度／信頼性実験室改修及び登戸地区の冷暖房設備装置改修を実施した。			
評価の視点等	【評価項目18 施設・設備に関する計画】	自己評価		B		評 定			
[数値目標]		(理由及び特記事項) 平成25年度計画どおり、清瀬地区の多目的構造強度／信頼性実験室改修及び登戸地区の冷暖房設備装置改修を実施した。				(委員会としての評定理由)			
[評価の視点] ・施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。		実績： ・施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めた。							